

集合住宅等の受動喫煙トラブル

MPOWER:わが国が批准しているWHOのたばこ規制枠組条約のたばこ規制の主要政策Pは受動喫煙防止のための法規制

KEY FACT (要約)

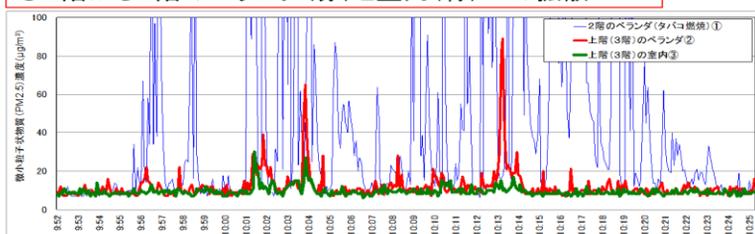
- 近隣住宅間のたばこの受動喫煙が社会問題となっている
- 法律や条例では罰則の対象外だが、名古屋地判平成24年12月13日判決は、集合住宅のベランダ喫煙について、不法行為責任及び慰謝料請求を認めた
- 海外では、条例によって集合住宅内の喫煙を禁止している地域もある。アメリカでは全ての公営住宅が喫煙禁止となっている
- わが国でも、集合住宅や近隣住宅における受動喫煙トラブルを解決するため及び未然に防止するための方策、並びに、敷地内禁煙の集合住宅の普及などが求められている

1 近隣住宅間の受動喫煙問題

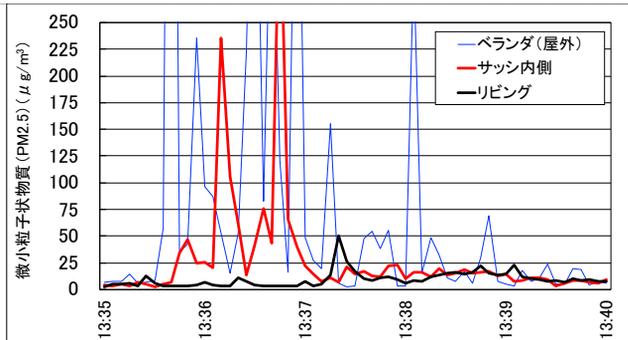
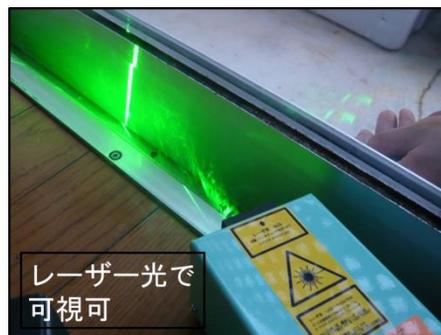
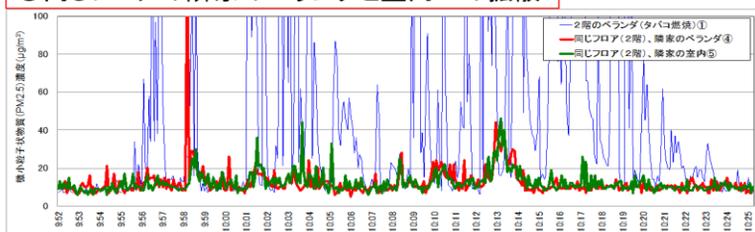
- 集合住宅のベランダで喫煙した場合、同じフロアの隣家や上階のベランダに拡散し、さらに窓から室内にも流入して受動喫煙が発生する。近接する戸建て住宅でも問題となっている。近年、社会問題となっている¹⁾。
- 集合住宅のベランダで燃焼するタバコから発生した微小粒子状物質(PM2.5)を、同じフロアの隣家と上階で測定した実験がある。PM2.5は、それぞれのベランダに拡散し、開いた窓から室内に流入し、明らかな受動喫煙が発生することが認められた²⁾。
- 窓を閉めていても受動喫煙は発生する。タバコ煙の流入経路は、サッシのレールの隙間からであった³⁾。



● 2階から3階のベランダ(赤)と室内(緑)への拡散



● 同じフロアの隣家のベランダと室内への拡散



【グラフ及び写真はいずれも参考文献3)より】

2 適用法令および名古屋地判平成24年12月13日判決

- 区分所有法6条1項は「区分所有者は、…建物の管理又は使用に関し区分所有者の共同の利益に反する行為をしてはならない。」と規定している。
- 集合住宅におけるベランダ喫煙や住居内の喫煙は、健康増進法の罰則の対象外だが、同法第27条(喫煙をする際の配慮義務等)に「何人も、…喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならない。」という規定が新設された(2018年改正)。
- 名古屋地判平成24年12月13日は、集合住宅におけるベランダ喫煙が不法行為(民法709条)になることを認めた初の判決である。約4か月半の慰謝料として、金5万円を認めた。
- 上記判決は、受動喫煙が健康に悪影響を及ぼす恐れがあること、一般にたばこの煙を嫌う者が多くいることは、いずれも「公知の事実」として、証明不要とした。また、居室内での喫煙であっても場合によっては制限されるべきことがあるとの判断を示したと解釈できる。「他の居住者に著しい不利益を与えていることを知りながら、喫煙を継続し、何らこれを防止する措置をとらない場合」に不法行為を構成すると判断しており、喫煙者の認識を重視している。他方、「使用規則がベランダでの喫煙を禁じていない場合であっても」ベランダでの喫煙が不法行為を構成する旨判示している。原告が窓を開けていたことや居住の先後関係は、原告の落ち度にはならない旨判断した¹⁾。
- 他方、この他に、受動喫煙被害を訴えた側の請求を棄却した裁判(横浜地判令和1年9月19日・東京高判令和2年10月29日、東京地判平成26年4月22日)もあり、事案や裁判上の立証によっては、受動喫煙被害者が敗訴する場合もある。

3 海外の集合住宅における受動喫煙防止¹⁾

- アメリカカリフォルニア州のサンラフェル市では、2013年から集合住宅における喫煙を禁止する条例が施行されている。壁を他人の部屋と共有しているか否かが基準とされ、賃貸・自己所有とわず、個人の家庭内でも喫煙が禁止される。カリフォルニア州サンフランシスコ市も2020年にアパートや分譲集合住宅内での喫煙を禁止する条例を可決した。禁煙の対象は3世帯以上の集合住宅。
- 2018年7月 アメリカ全ての公営住宅で、喫煙禁止となった。住宅建物内(ベランダや全ての共有スペースを含む。)は完全禁煙で、そこから25フィート(7.6m)以内の屋外も禁煙とされている。
- シンガポール等でも、集合住宅の禁煙化に関する法令及び施策が進展しており、公営住宅の全館禁煙も普及している。

4 わが国における解決策の提言¹⁾

- 現在、民間の賃貸用禁煙マンション・禁煙アパートが徐々に増えつつある。今後一層、普及することに期待する。行政は、健康志向の禁煙マンション・禁煙アパートの普及を積極的に後押し支援すべきである。
- 行政は、公社住宅・公営住宅において全館禁煙・敷地内禁煙の住宅を導入し増やすべきである。なお、東京都住宅供給公社が世田谷区経堂に敷地内全面禁煙マンション(2棟のうち1棟30戸)を開設した。また、豊橋市(愛知県)で、市営住宅を一部禁煙化している。
- 未然防止策として、国土交通省の「マンション標準管理規約コメント」にて、この問題の周知・啓発を図るべきである。
- 地方自治体で相談窓口を設置すべきである。
- 立法又は条例により、区分所有の集合住宅の管理組合に、喫煙トラブル対応の努力義務を導入すべきである。
- 集合住宅における一定の喫煙(区分所有の管理規約又は使用細則に違反した喫煙や賃貸借契約書等書面によって喫煙を禁止する旨が明記されている場合など)に対して行政罰を導入すべきである。
- そもそも、喫煙率及びたばこ消費を減少させるため、増税すべきである。

【参考文献】

- 1) 岡本光樹「近隣住宅間の受動喫煙問題と解決へ向けた政策提言」厚労科研費 令和2年度「受動喫煙防止等のたばこ政策のインパクト・アセスメントに関する研究」報告書
- 2) 大和浩Hiroshi Yamato 産業医科大学雑誌2020年42巻4号『Secondhand Smoke from a Veranda Spreading to Neighboring Households』(『集合住宅のベランダでの喫煙による近隣家庭の受動喫煙』)
http://www.tobacco-control.jp/documents/2020-07_Veranda.pdf
- 3) 産業医科大学教授 大和浩 「ベランダ喫煙をなくすための科学的根拠と法的根拠」
http://www.tobacco-control.jp/documents/210126_Veranda_revised.pptx